

せたがや シルバー情報

相談窓口

健康づくり

社会参加・
働く・
いきがいづくり

権利擁護

在宅生活を
支える
サービス

高齢者向け
住まい

介護予防・
日常生活支援
総合事業

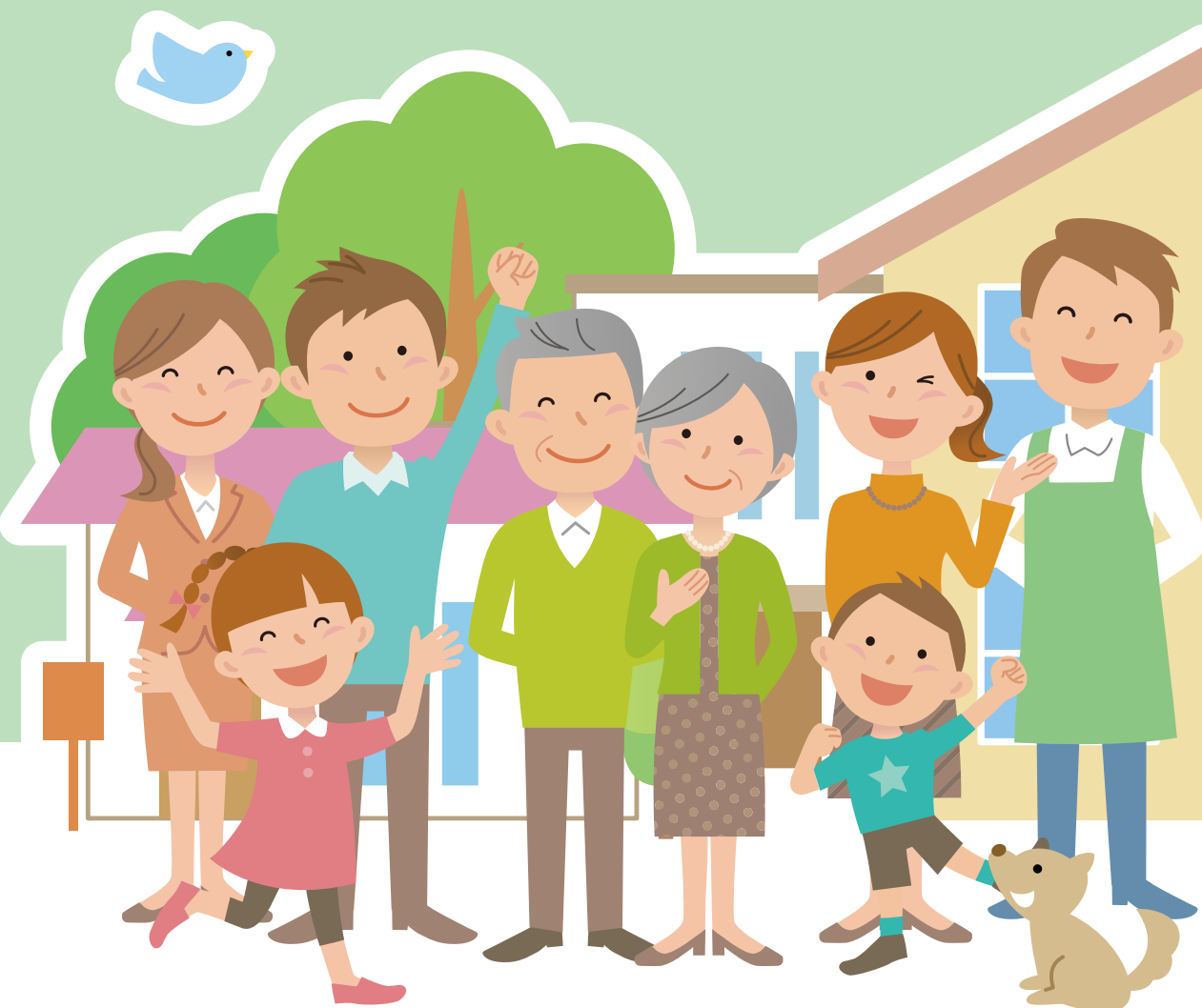
介護保険制度
のしくみと
サービス

後期高齢者
医療制度等

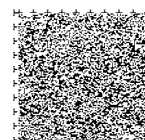
施設一覧

高齢者向け
広告の
ページ

索引



令和3年度～令和5年度
世田谷区



「せたがやシルバー情報」 利用のご案内

○この「せたがやシルバー情報」は、世田谷区が実施している高齢者福祉サービスや介護保険制度を中心にまとめたものです。介護保険制度の3年ごとの見直しに合わせ発行し、65歳以上の方のいる世帯へお配りしています。日々の暮らしの中でご活用ください。

※令和3年8月に、65歳以上の方のいる世帯(令和4年3月までに65歳になる方を含む)へ一斉配付

○掲載している内容は、令和3年8月現在のものです。その後の制度改正等により、内容に変更が生じる場合がありますのでご了承ください。詳しくは各担当にお問合せください。

○「せたがやシルバー情報」へのご意見・ご要望がございましたら、巻末のアンケートはがきにより、高齢福祉課までお寄せください。

○次回は令和6年度に発行する予定です。ご自宅への配付は希望する方のみとする予定です。ご自宅への配付を希望される方は、巻末のアンケートはがきにてお知らせください。

福祉の相談窓口をご利用ください

「まちづくりセンター」と
「あんしんすこやかセンター」、「社会福祉協議会地区事務局」が連携し、
身近な福祉の相談をお受けしています！

たとえば
このようなとき…

地域の活動に協力
したいなあ！

近所で話せる
友達が
ほしいなあ

赤ちゃんと一緒に
遊びに行ける所
を教えてください

介護の仕方が
わからない

障害者手帳が
なくてもサービス
を受けられるの
かしら？



直接お会いしてのご相談も！

- ◎ちょっとした生活支援が必要なとき
- ◎地域の活動に参加・協力したいとき

お近くの社会福祉協議会
地区事務局で！



お気軽にご相談
ください

- ◎世田谷区の暮らし・手続きに関する情報が知りたいとき
- ◎地区の町会・自治会や活動団体のことが知りたいとき
- ◎相談先が分からないとき

お近くのまちづくりセンターで！



お電話でのご相談も！

- ◎福祉サービスに関する情報が知りたいとき
- ◎福祉に関する悩みがあるとき

～訪問もいたします～

お近くの
あんしんすこやかセンター
(地域包括支援センター)で！

お住まいの地区のあんしんすこやかセンターの連絡先は 17 頁をご覧ください。
まちづくりセンター、社会福祉協議会の連絡先は
せたがやコール(TEL 5432-3333 Fax 5432-3100)でご案内します。

= 業務のご案内 =

まちづくりセンターではこのようなことをしています

まちづくりセンターは、身近な生活圏でのコミュニティの活性化や、より住みよいまちをめざす活動を区民の皆さまと行っています。

- 町会・自治会、身近なまちづくり推進協議会等と連携した地区の課題解決のしくみづくり
- 避難所運営組織の支援や災害時に支援が必要な方への援護等の地域防災力の向上
- あんしんすこやかセンターや福祉関連団体等と連携した高齢者の見守りなどの推進
- 日常生活の困りごとや地区の課題解決を相談者とともに考え、相談に応じた適切な対応
- 身近な情報、イベントや地区の活動団体の情報などのホームページ等での発信

あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)ではこのような相談をお受けしています

社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等がご相談に応じます。ご自身、ご家族、近隣の方など、どなたでもご相談いただけます。

- 介護予防・日常生活支援総合事業など、介護予防についてのご相談
- もの忘れに関するご相談 ○在宅での療養に関するご相談
- 高齢者の虐待、消費者被害などのご相談
- 介護保険や区の保健福祉サービスに関するご相談や、申請の受付
- 障害のある方、子育て中の方（妊娠中の方を含む）などの身近なご相談



あんすこ君
あんしんすこやかセンター
イメージキャラクター



ココロン
世田谷区社協
キャラクター

社会福祉協議会地区事務局ではこのようなことをしています

社会福祉協議会は、誰もが地域で安心して住み続けられるよう住民の皆さまと共に、福祉のまちづくりを進めています。

- 生活不安や困りごとの相談受付と窓口紹介
(ふれあいサービス、権利擁護・成年後見制度など)
- 地域の活動に参加したい方への支援(地区サポーター登録・活動先紹介など)
- サロン・ミニデイなどの紹介と交流の場づくりのお手伝い(活動団体一覧やマップの配付)
- 困りごと解決に向けたサービス創出やネットワークづくり
- 地域情報の発信(メルマガ配信・地区ホームページ公開)

高齢者が気をつけたい健康管理

■熱中症

熱中症は炎天下だけではなく、就寝中など室内でも起こります。高齢者は体温調節力が低下し、暑さや喉の渇きを感じにくくなっています。エアコンや扇風機を上手に活用して室温調整しましょう。

また、喉が渇いていなくても、こまめな水分補給が大切です。

■結核

結核患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。結核は早期に発見し、治療すれば治る病気です。しかし、発見が遅れると重症化につながり、命を落とすこともあります。また、ご家族や友人など周囲の方への集団感染となるケースもあります。感染拡大を防止するためにも、早期発見・早期治療が重要です。**咳が2週間以上続いている、タンが出る、体がだるい、急に体重が減った等の症状がある場合はすぐに医療機関を受診してください。**また、目立った症状がないこともありますので、年1回は健康診断などで胸部エックス線の検査を受けましょう。

■感染性胃腸炎

感染性胃腸炎は、下痢やおう吐を主症状とする感染症で、その原因はノロウイルスであることが多いといわれています。通常2～3日で軽快しますが、高齢者は症状が重くなることがあるので注意が必要です。また感染力が強く、患者のおう吐物や便には大量のウイルスが含まれます。ウイルスが付着した手を介して、口に入ることで感染するため、調理前やトイレの後、汚物処理の後には石鹸でしっかり手洗いを行いましょう。またノロウイルス等がついた食品（カキなどの二枚貝等）を食べることで感染します（食中毒）。ウイルスは85℃90秒以上の過熱で死滅するので、食品は中心部まで十分加熱して食べましょう。

■肺炎

高齢者になると風邪などから肺炎を起こし、重症化することがあります。肺炎はウイルスや細菌など様々な原因で起こりますが、高齢者の肺炎を起こす原因として肺炎球菌による感染症があります。肺炎球菌による肺炎の予防にはワクチンの接種が有効です。予防接種で抵抗力をつけるとともに、日頃から手洗い、口腔内を清潔にする、栄養と睡眠を十分にとる等、感染予防に気をつけましょう。

(高齢者肺炎球菌予防接種については➡32頁)

■インフルエンザ

インフルエンザは、毎年冬に流行します。

インフルエンザを予防するには、外出後の手洗いや、体の抵抗力を高めるために十分な休養とバランスの良い食事を心がけましょう。また、インフルエンザの予防接種は重症化を予防する効果があります。予防効果を高めるために、毎年予防接種をしましょう。咳やくしゃみ等の症状があるときは、周囲にうつさないためにもマスクを着用しましょう。

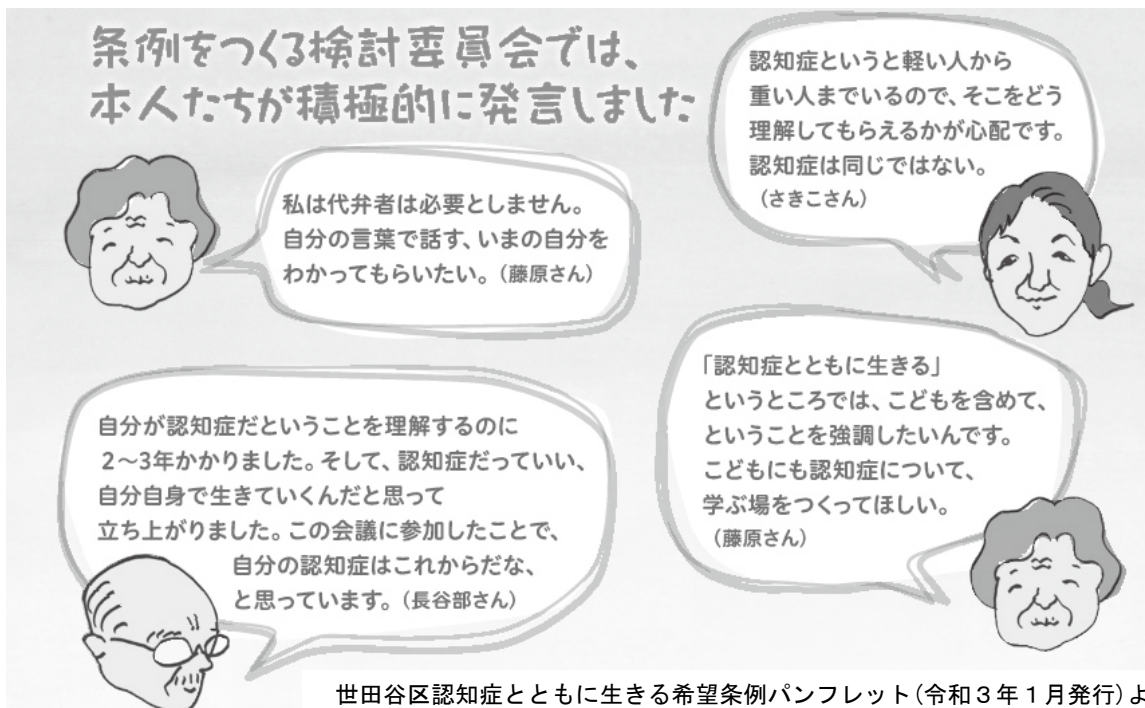
(高齢者インフルエンザ予防接種については➡31頁)

世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年10月施行）

「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指す」——認知症について日本で初めて策定された厚生労働省の政策「オレンジプラン」のもとになった文章です。けれど現実の日本はそれと逆の方向に進み、国際的に大きく遅れをとってしまっていました。

世田谷区はオレンジプランの思想を受け継ぎ実現する「認知症とともに生きる希望条例」を制定し、令和2年10月に施行しました。「認知症の人を含む全ての区民が、自分らしく、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現」を区民みんなで創り出していこうとしています。条例づくりには、認知症を体験した3人の方が加わりました。そして、以下の4つの視点が盛り込まれました。

- ① 「認知症になると、なにもわからなくなってしまう」という誤った考え方を改め、「意思や豊かな感情が備わっている」という新しい認知症の考え方へ変えること。
- ② 誰もがなりうる認知症について、みんなで「備え」をすること。
- ③ 一人ひとりが希望を大切にしたい、ともに生きるパートナー（伴走者）として支えあうこと。
- ④ 認知症とともに今を生きる本人の希望と、そして、当たり前で暮らせること（権利・人権）を一番大切にすること。



パンフレットの顔のイラストは、認知症を体験している元美術の先生、さきこさんが描きました。

条例の本文やパンフレットは、世田谷区ホームページにてご覧いただけます。

世田谷区 認知症 条例 検索



二次元コードからも
ご覧いただけます。

条例に基づき、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を令和3年3月に策定しました。
計画に基づく主な取組みは、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として行っていきます。

世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、あんしんすこやかセンターをはじめとする様々な関係機関などを後方支援するところです。また、認知症に関する講演会やイベント、認知症の人を介護するご家族の支援、認知症の人の居場所や活動の場づくりを行っています。

☎ 6379-4315 FAX 6379-4316

【所在地】松原6-37-10 区立保健医療福祉総合プラザ1階

世田谷区認知症在宅生活サポートセンターでは、区民の方・あんしんすこやかセンターなどと種々の取り組みをしています。その一部をご紹介します。

■もの忘れチェック相談会

もの忘れが心配だけでも医療機関を受診するか迷っている方やそのご家族などが、医師に個別に相談できます。

■認知症本人交流会「楽しく語ろうつどいの会」

認知症のご本人が、自らの体験や思い、必要としていることを語り合う場です。

■認知症カフェ

認知症のご本人やその家族が、身近な場所で気軽に参加し、医療・保健・福祉の専門家へ気軽に相談したり地域の方と交流ができる場所です。

■認知症初期集中支援チーム事業

認知症（疑い含む）のご本人やご家族を対象に、看護師・医師などの専門職からなるチームが定期的に家庭訪問（6か月程度）し、集中的に支援を行うことにより、支援体制を作ります。

■認知症講演会

認知症の専門医が認知症についての講演を行います。若年性認知症に関する講演会も開催しています。

ご自身やご家族が「もの忘れかな？」と思ったら

まずは、あんしんすこやかセンターへお気軽にご相談ください。
ご自身やご家族だけでなく、近隣の方など、どなたでもご相談いただけます。また、相談に関する秘密は厳守します。

【費用】無料

【問合せ】住所地のあんしんすこやかセンター（⇒17頁）



○条例や計画、区の認知症施策全般について

【問合せ】介護予防・地域支援課 ☎ 5432-2954 FAX 5432-3085

災害に備えて

突然大きな地震などに襲われたとき、高齢者や障害のある方は、一人で身の安全を確保し、避難することが容易ではありません。

身の安全を確保するためには、ご本人やご家族、地域の皆さんなどが地震に対する理解を深め、事前の備えを心がけることが大切です。

けがをしないために

まずは地震が発生した時にケガをしないことが大切です。家の耐震化や、家具の転倒・落下・移動防止をあらかじめ行いましょう。

⇒家具転倒防止器具取付支援制度（⇒65頁）

普段過ごす居室や寝室は、特に転倒・落下・移動防止対策をしっかりとっておきましょう。また、ガラス窓が割れて飛び散ったりすることを防ぐため、窓に飛散防止フィルム等を貼っておきましょう。

厚手のカーテンを引いておくだけでもある程度の効果があります。

⇒世田谷区防災用品のあっせん【問合せ】災害対策課 ☎ 5432-2262

（リーフレットを災害対策課、総合支所地域振興課、まちづくりセンターで配布しています。）

情報入手しましょう

テレビやラジオ、防災行政無線などの放送で、正しい情報を得るようにしましょう。区内の災害情報は、エフエム世田谷（83.4MHz）、区ホームページでもお知らせします。

⇒防災無線等の放送内容が聞き取れなかった場合は、24時間以内に放送された内容を電話で聞くことができます。

専用電話番号 ☎ 0180-99-3151（通話料がかかります）

耳の不自由な方は、近所の複数の特定の方に、緊急の情報をすぐに教えてもらうようにしておきましょう。

また、「災害・防犯情報メール配信サービス」にあらかじめメールアドレスを登録すると、地震・気象警報等の災害情報や防犯情報が配信されます。

登録方法は、<http://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/> をご覧ください。

非常用物品を備えましょう

火や水が使えなくても簡単に食べられるレトルト食品や缶詰・飲料水等を、3日以上、出来れば1週間分は備えておきましょう。アレルギーのある方は、対応食を用意しましょう。

また、常備薬がある場合は、いざという時に持ち出せるよう準備をしましょう。

人工呼吸器、酸素療法、吸引器を使用している方は、停電に備えて発電機やバッテリーの準備をし、いつでも使えるようにしておきましょう。

緊急時の対応について、かかりつけ医や訪問看護師、保健師と相談しておくことも大切です。医療機器については、医療機器販売会社に確認しましょう。

詳しくは、「災害時区民行動マニュアル」等をご参照ください。

（災害対策課、総合支所地域振興課、まちづくりセンターで配布）

これ、全部詐欺です!!

区役所職員を名乗って…

医療費が戻ります
コロナの追加給付金が
あります

警察官を名乗って…

あなたの
カードが偽造
されています

親族を名乗って…

大事な書類を
無くしたので
お金を貸して
ほしい

コロナに
感染して
お金が必要

メールや封書で…

To.
Subject
サイト利用
料金未納の
お知らせ

民事訴訟
最終告知

携帯電話とカードを
持って、ATMへ
行ってください

カードの
変更手続きのため
ご自宅へ伺います

代わりの人間が
お金を取りに
行くから渡して

至急ご連絡
下さい
03-XXXX

訴訟取下げ費用
として、コンビニで
電子マネーカードを購入
してください

カードをATMに入れて
ボタンを押してください

犯人の指示で
ATMを操作し、
犯人にお金を
振り込んでしまう。

キャッシュカードを
封筒に入れて
ください

目を離れた際に、
カードの入った
封筒をだまし取られ
てしまう。

他人にお金を
渡してしまう。

身に覚えのない
支払いを
させられてしまう。

4つの「ない」で被害を防止! 1 電話に出**ない** 2 個人情報と言**わない** 3 キャッシュカードを渡さ**ない** 4 ATMで手続きし**ない**

世田谷区
特殊詐欺相談

ホットライン ☎ 03-5432-2121

お金を渡す前にお電話を!

開設時間 月～金曜 9:00-17:00 (祝・休日・年末年始を除く)

1	相談窓口
2	健康づくり
3	社会参加・働く・いきがいづくり
4	権利擁護
5	在宅生活を支えるサービス
6	高齢者向け住まい
7	介護予防・日常生活支援総合事業
8	介護保険制度のしくみとサービス
9	後期高齢者医療制度等
10	施設一覧
11	高齢者向け広告のページ
12	索引

目次

	対象者別サービス一覧	12
1.	相談窓口	
①	あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）	
	あんしんすこやかセンターの機能	16
	あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）一覧	17
	あんしんすこやかセンター案内図	18
②	総合支所保健福祉センター	
	区役所・総合支所案内図	23
③	その他の相談窓口	
	福祉の相談窓口	25
	高齢者安心コール	25
	高齢者安心電話	25
	高齢者なんでも相談	26
	民生委員・児童委員への相談	26
	がん相談コーナー	26
	生活福祉資金の貸付	27
	不動産担保型生活資金の貸付	27
	消費生活相談	27
2.	健康づくり	
	健康診査	28
	がん検診等	29
	区民歯科相談	30
	訪問口腔ケア事業	30
	すこやか歯科健診	30
	糖尿病予防教室	31
	健康手帳	31
	高齢者インフルエンザ予防接種	31
	高齢者肺炎球菌予防接種	32
	こころの健康相談	32
	食べて元気に過ごしましょう。「低栄養」にご注意を！！	33
	保健センター	34
	はり・きゅう・マッサージサービス	36
	かかりつけ医を持ちましょう	36
	世田谷区在宅療養資源マップ	37
	在宅療養・ACP ガイドブック「LIFE これからのこと」	37
3.	社会参加・働く・いきがいづくり	
①	社会参加	
	介護予防・日常生活支援総合事業	38
	高齢者クラブ	38

シルバー工芸教室	38
代田陶芸教室	38
土と農の交流園	39
世田谷区生涯大学	39
せたがや生涯現役ネットワーク	39
生涯学習セミナー	40
入浴券の支給	40
慶祝品	41
シルバーパス	41
地域支えあい活動（身近な住民どうしの交流の場所です。）	41
せたがやシニアボランティア・ポイント事業	42
介護に関する入門的研修	42
選挙における自宅等での不在者投票（郵便等投票制度）	43
②働く	
仕事の紹介・相談	44
就業に関する催し・講座	45
シルバー人材センターで働いてみませんか	45
ふれあいサービス協力会員	46
③利用施設	
ひだまり友遊会館	47
せたがや がやがや館（健康増進・交流施設）	47
北烏山東敬老会館	48
高齢者集会所	48
文化施設・スポーツ施設の利用	49
4. 権利擁護	
高齢者虐待の相談	51
あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）	51
成年後見制度利用支援	52
あんしん法律相談	53
5. 在宅生活を支えるサービス	
①介護が必要な方へのサービス	
訪問理美容サービス	54
紙おむつの支給・おむつ代の助成	54
寝具乾燥サービス	54
高齢者見守りステッカー	55
リフト付タクシー	55
世田谷福祉移動支援センター「そとでる」	56
車椅子の貸出し	56
緊急一時宿泊	56
②ひとり暮らしの方へのサービス	
会食サービス	57

相談窓口 1

健康づくり 2

社会参加・
働く・
いきがいづくり 3

権利擁護 4

在宅生活を
支える
サービス 5

高齢者向け
住まい 6

介護予防・
日常生活支援
総合事業 7

介護保険制度
のしくみと
サービス 8

後期高齢者
医療制度等 9

施設一覧 10

高齢者向け
広告の
ページ 11

索引 12

1	相談窓口
2	健康づくり
3	社会参加・働く・いきがいづくり
4	権利擁護
5	在宅生活を支えるサービス
6	高齢者向け住まい
7	介護予防・日常生活支援総合事業
8	介護保険制度のしくみとサービス
9	後期高齢者医療制度等
10	施設一覧
11	高齢者向け広告のページ
12	索引

	電磁調理器・自動消化装置・ガス安全システムの給付	57
	電話料金の助成	58
	住まい見守り・補償サービス初回登録料の補助	58
③	ひとりぐらし、高齢者のみ世帯の方等へのサービス	
	緊急通報システム（愛のペンダント）の貸与	59
	住宅火災通報システム	60
	福祉電話訪問	60
	資源・ごみ・粗大ごみの収集サービス	60
	ふれあいサービス事業	62
	くらしの多彩なニーズにお応えします	63
④	住宅を改修するためのサービス	
	住宅改修費の助成	64
	住宅改修相談	64
	家具転倒防止器具取付支援	65
	耐震シェルター等設置助成	65
⑤	ご家族の方への支援	
	家族介護教室	66
	介護者の会・家族会	66
	介護マーク	66
	ストレスケア講座	66
	家族のためのところが楽になる相談	66
	家族介護奨励金	67
6.	高齢者向け住まい	
	都営、区営・区立など高齢者向け住宅の入居	68
	シルバーピア住宅	68
	住まいサポートセンター	68
	サービス付き高齢者向け住宅	69
	養護老人ホーム	69
	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	70
	都市型軽費老人ホーム	70
	有料老人ホーム	70
7.	介護予防・日常生活支援総合事業	
	介護予防・生活支援サービス	71
	一般介護予防事業	71
	基本チェックリスト	73
8.	介護保険制度のしくみとサービス	
①	介護保険とは	
	介護保険制度のしくみ	74
	介護保険事業の財源	74
	介護保険に加入する方	75
	介護保険被保険者証の交付	75

介護保険負担割合証の交付	76
65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料	76
介護保険料の納め方（65歳以上の方）	78
介護保険料を納めないでいると	80
2 介護保険サービスを利用するには	
(1)相談・認定申請	82
(2)要介護・要支援認定、基本チェックリストによる判定の実施	83
(3)認定結果の通知	83
(4)ケアプランの作成	85
(5)サービスの利用	87
認定結果の有効期間と更新手続き	87
3 介護保険で利用できるサービス	
サービスの種類と費用のめやす	88
訪問を受けて利用するサービス	89
通所して利用するサービス	91
通い・訪問・宿泊を組み合わせて利用するサービス	93
短期入所するサービス	94
施設に入居・入所して利用するサービス	95
在宅生活に必要な福祉用具の貸与・購入費の支給、住宅改修費の支給	98
4 サービスを利用するときの費用負担	
利用者負担と支給限度額	100
利用者負担軽減	100
5 高齢福祉・介護サービスの苦情・相談	
高齢福祉・介護サービスの苦情・相談	105
世田谷区保健福祉サービス苦情審査会	105
東京都国民健康保険団体連合会	106
福祉サービス運営適正化委員会	106
9. 後期高齢者医療制度等	
後期高齢者医療制度・療養費の支給	108
後期高齢者医療制度・保険料	109
高額介護合算療養費	110
高齢受給者証による医療	110
10. 施設一覧	
区内介護保険施設等	111
区内高齢者施設等	114
11. 高齢者向け広告のページ	
広告	116
12. 索引	
索引	118

相談窓口 1

健康づくり 2

社会参加・働く・いきがいづくり 3

権利擁護 4

在宅生活を支えるサービス 5

高齢者向け住まい 6

介護予防・日常生活支援総合事業 7

介護保険制度のしくみとサービス 8

後期高齢者医療制度等 9

施設一覧 10

高齢者向け広告のページ 11

索引 12

■対象者別サービス一覧表

大項目	サービス内容	負担の軽減等	対象年齢			介護認定		支援が必要な方 認定は受けていないが	元気な高齢者向け	ひとりぐらし	高齢者のみ世帯	備考	頁	
			60歳以上	65歳以上	75歳以上	要支援	要介護							
							1～2							3～5
相談窓口	高齢者安心コール		○	◎	◎	○	○	○	○	○		25		
	高齢者安心電話		○	○	○	○	○	○	○	○		25		
	高齢者なんでも相談		○	○	○							26		
	民生委員・児童委員への相談		○	○	○	○	○	○	○	○		26		
	がん相談コーナー		○	○	○	○	○	○	○	○		26		
	生活福祉資金の貸付		○	○	○	○	○	○	○	○		27		
	不動産担保型生活資金の貸付			○	○	○	○	○	○	○		27		
	消費生活相談		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		27	
健康づくり	特定健診	○	○	○							世田谷区国民健康保険加入者	28		
	長寿健診	○		○							後期高齢者医療制度加入者	28		
	成人健診		○	○	○	○	○	○	○	○	生活保護受給者等	28		
	がん検診等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		29		
	区民歯科相談		○	○	○	○	○	○	○	○		30		
	訪問口腔ケア事業		○	○	○		○	○		○		30		
	すこやか歯科健診		○	○	○	○	○	○	○	○		30		
	糖尿病予防教室		○	○	○	○	○	○	○	○		31		
	健康手帳		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		31	
	高齢者インフルエンザ予防接種	○	○	○	○	○	○	○	○	○		31		
	高齢者肺炎球菌予防接種	○	○	○	○	○	○	○	○	○		32		
	こころの健康相談		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		32	
	保健センター		○	○	○			○	○	○		34		
はり・きゅう・マッサージサービス			◎	◎								36		

◎ 対象となります。

○ 条件により対象となります。(条件は本文をご確認ください。)

大項目	サービス内容	負担の軽減等	対象年齢			介護認定		認定は受けていないが支援が必要な方	元気な高齢者向け	ひとり暮らし	高齢者のみ世帯	備考	頁	
			60歳以上	65歳以上	75歳以上	要支援	要介護							
							1～2							3～5
介護予防事業	はつらつ介護予防講座		○	◎	◎								71	
	まるごと介護予防講座		○	◎	◎								71	
	お口の元気アップ教室		○	◎	◎								72	
	世田谷いきいき体操		○	◎	◎								72	
	高齢者クラブ		○	○	○								38	
	シルバー工芸教室		○	○	○								38	
	代田陶芸教室		○	○	○								38	
	土と農の交流園		○	○	○								39	
	世田谷区生涯大学		○	○	○								39	
	せたがや生涯現役ネットワーク								◎				39	
	生涯学習セミナー		◎	◎	◎							対象年齢 55歳以上	40	
	入浴券の支給			◎	◎				◎				40	
	慶祝品											対象年齢 88歳・ 100歳	41	
	シルバーパス				○							対象年齢 70歳以上	41	
	地域支えあい活動		○	○	○				○	○	○		41	
	せたがやシニアボランティア・ポイント事業	○		○	○								42	
	介護に関する入門的研修		○	○	○				○				42	
	選挙における自宅等での不在者投票 (郵便等投票制度)							○					43	
	仕事の紹介・相談		○	○	○				○				44	
	就業に関する催し・講座		○	○	○				○				45	
	シルバー人材センター会員		○	○	○				○				45	
	ふれあいサービス協力会員		○	○	○				○				46	
	ひだまり友遊会館		○	○	○								47	
	せたがや がやがや館								◎				47	
北烏山東敬老会館		○	○	○								48		
高齢者集会所		○	○	○								48		
文化施設の利用			◎	◎								49		
スポーツ施設の利用		○	◎	◎								49		

◎ 対象となります。 ○ 条件により対象となります。(条件は本文をご確認ください。)

大項目	サービス内容	負担の軽減等	対象年齢			介護認定		支援が必要な方 認定は受けていないが	元気な高齢者向け	ひとり暮らし	高齢者のみ世帯	備考	頁	
			60歳以上	65歳以上	75歳以上	要支援	要介護							
							1 〜 2							3 〜 5
権利擁護	高齢者虐待の相談		○	○	○	○	○	○	○	○		51		
	あんしん事業		○	○	○	○	○	○		○		51		
	成年後見制度利用支援		○	○	○	○	○	○	○	○		52		
	あんしん法律相談		○	○	○	○	○	○	○	○		53		
在宅生活を支える区のサービスの	訪問理美容サービス			○	○			◎				54		
	紙おむつの支給・おむつ代の助成		○	○	○			◎			介護保険第2号被保険者も対象となる場合がある	54		
	寝具乾燥サービス			○	○			◎				54		
	高齢者見守りステッカー		○	○	○		○	○				55		
	リフト付タクシー		○	○	○			◎	○	○		55		
	世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」		○	○	○	○	○	○	○	○		56		
	車椅子の貸し出し			○	○				○	○		56		
	緊急一時宿泊			○	○	○	○	○	○	○		56		
	会食サービス			○	○					◎		57		
	電磁調理器・自動消火装置・ガス安全システムの給付	○		○	○	○	○	○		○		57		
	電話料金の助成			○	○					○		58		
	救急通報システム（愛のペンダント）の貸与	○		○	○	○	○	○	○	○	○	日中独居世帯も対象になる場合がある	59	
	住宅火災通報システム	○		○	○	○	○	○	○	○		60		
	住まい見守り・補償サービス初回登録料の補助		○	○	○					○		58		
	福祉電話訪問			○	○					○	○	60		
資源・ごみ・粗大ごみの収集サービス			○	○		○			○	○	60			
ふれあいサービス事業			○	○	○	○	○	○	○	○	61			

◎ 対象となります。

○ 条件により対象となります。(条件は本文をご確認ください。)

大項目	サービス内容	負担の軽減等	対象年齢			介護認定		認定は受けていないが支援が必要な方	元気な高齢者向け	ひとり暮らし	高齢者のみ世帯	備考	頁	
			60歳以上	65歳以上	75歳以上	要支援	要介護							
							1～2							3～5
在宅生活を支える区の実施サービス	シルバー人材センターのサービス		○	○	○	○	○	○	○	○		63		
	住宅改修費の助成	○		○	○	○	○	○				64		
	住宅改修相談			○	○	○	○	○			助言・指導が必要と認められた方	64		
	家具転倒防止器具取付支援			○	○	○	○	○	○	○		65		
	耐震シェルター等設置助成			○	○	○	○	○	○	○		65		
高齢者向けすまい	都営、区営・区立など的高齢者向け住宅の入居	○		○	○				○	○	○	68		
	シルバーピア住宅	○		○	○				○	○	○	68		
	住まいサポートセンター		○	○	○					○	○	68		
	サービス付き高齢者向け住宅		○	○	○	○	○	○	○	○	○	69		
	養護老人ホーム		○	○	○	○	○	○	○	○	○	69		
	特別養護老人ホーム	○		○	○		○	◎			○	○	70	
	都市型軽費老人ホーム		○	○	○	○	○	○	○	○	○		70	
有料老人ホーム		○	○	○	○	○	○	○	○	○		70		

◎ 対象となります。

○ 条件により対象となります。(条件は本文をご確認ください。)